

「佐倉市地域福祉計画（素案）」に寄せられた意見と市の考え方について

（１）意見募集結果

意見募集期間	平成19年10月15日から 平成19年10月29日まで
意見募集結果	意見募集者数： 6名 意見数： 44件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの： 9件 原案のとおりとしたもの： 35件

（２）意見の内容と市の考え方

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づく計画としてたてられているのですから、主体は市民ではなく行政です。市民が行う活動は自主的であり、この計画で方向付けされる筋合いのものではないと考えます。つまり、市がどうすべきかを明確にすべきで、住民がどうあるべきか(望ましいという表現ではあるが)について記述する必要性はないと考えますが、いかがでしょうか。	社会福祉法は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者を地域福祉推進の主体と位置付けており(同法第4条)、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を地域福祉計画に定める(同法107条第3号)と規定しています。 このようなことから、地域福祉計画は行政施策の計画化だけを含んでいれば良いのではなく、地域福祉活動の調整や住民参加が必須であると考えます。	無
2	34ページからの基本目標1～4については、市の施策とともに市民に対する要望が入っていますが、この要望は計画に書く必要はないと考えます。「住民は……望まれる」という項目についてはすべて削除していただきたいと思えます。	同上。	無
3	そもそも行政の施策の中に「住民が」という言葉が入っていることが良くわかりません。	同上。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
4	<p>地域福祉計画は行政計画なのでから行政として推進すべきことを明確に位置づけるべきで「住民は・・・ことが望まれます」という住民への要望は不要と考えます。なぜなら、「市民協働条例」の第4条で市民の役割として「市民は市民協働による自治運営を推進するため、自らが有する技術、能力等を行行使し、まちづくりに参加するよう努めるものとする。」と定義されているからです。</p>	<p>同上。 また、住民等の取り組みを記述することが佐倉市市民協働の推進に関する条例第4条に矛盾すると考えておりません。</p>	無
5	<p>全体に具体的でないのももう少し具体的で分かりやすい表記にしてください。今困っていることがこの施策によりどうなってゆくのかが見えません。</p>	<p>3ページの「計画の位置づけ」に地域福祉計画と関連する計画の関係を記述してあります。地域福祉計画は社会福祉法第107条第1号～3号に掲げる事項を定める事により、他計画を横糸で結んで横断的な視点から地域福祉を推進するための計画です。従って、高齢者、障害者など個別具体的な施策につきましてはそれぞれの計画に委ねており、地域福祉計画は理念的な計画であるため、具体性にかける表記があるのは否めないと考えます。</p>	無
6	<p>市の計画は、詰まるところ 1．地域福祉計画推進会議を新たに設置し 2．地域福祉基金の創設 の2つで素案をまとめています。これで住民を満足させることは出来ません。むしろ問題を先送りにし、無駄な財政を使うだけです。これまで推進して失敗した手法を見せかけだけ飾っただけならまだしも、新たな組織を作り基金を創り無駄遣いを重ねるだけの計画です。</p>	<p>「地域福祉推進会議（仮称）」は、本計画と佐倉市地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対する取り組みについて検討する組織をいいます。「地域福祉基金」等は、市民等による地域福祉活動の新たな財源として創設を検討するものです。双方とも本計画の取り組みではありますが、この2つをもって計画の全てではありません。また、この2つの取り組みを無駄と考えておりません。</p>	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
7	<p>第一に弱者に手厚い保護をすること。元気で余裕のある層には保護を止めること(市民大学・花火大会・各種サークル助成、その他多数)。</p> <p>元気のいい人は市に援助を望まない、自分の経費は自分で賄うことが原則です。</p> <p>第二に各種施設の利用の弱者利用は無料化し、サークルなどには有料化し施設経営を黒字化、財政の健全化を図る(ミレセンの風呂など黒字化する、出来なければ閉鎖する。これらのものはいくらでもある)。</p> <p>第三は様々な組織や各種委員会は統廃合しスリム化する。会議一つでも数があれば莫大な事務費を要する。</p> <p>第四は市は縦割り行政は止め、予算の効率的運用を徹底する。</p> <p>.....</p> <p>第六に市が責任を持って市政を行い、民間や社協などの外郭団体は減らす。行政・外郭団体・民間・偽NPOとの癒着は目に余るものがあり、これに政界が結びつき、大半の予算はこの癒着を維持するために生まれ、使われる。</p> <p>さて、これら市政効率化を進めるには、長年市政を維持してきた皆さんには考えられないことと思いますが、しなければ計画素案にある福祉事業を維持するには財政負担の道だけが残ることになり、市民はその組織の維持と無駄な経費を負担するだけに終わるのでしょうか。</p>	<p>市政全般に関するご意見としてうけたまわりました。</p>	無
8	<p>第五は民生委員など住民の暮らしの役に立たない、機能しない組織は整理する。</p>	<p>民生委員・児童委員につきましては、地域福祉推進の重要な担い手であると考えております。</p>	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
9	1ページの「これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考えに基づき、……参加と行動が不可欠です。」中の「かつ、」以後の文章は、住民側に責務を転嫁するような表現となっており適切ではないと考えます。	「地域住民すべてで支える社会福祉」「社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠」は地域福祉の概念の根幹をなすものと考えます。 また、この表現は、平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会が発表した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」の中でも使われております。 以上、適切な表現であると考えます。	無
10	3ページの「本計画は、これら佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。」だけでは、地域福祉計画とその他計画との具体的な関係が分からない。本計画を定めることで具体的にその他の計画にどのような効果を及ぼすか記述すべきである。例えば、本計画の基本理念を、その他の計画の次期改訂の際の基本指針とする等。	他の健康福祉分野の計画の見直しの際には、本計画で掲げた「地域福祉計画で目指す将来像」を踏まえて見直されることになります。	無
11	20ページの課題抽出後、「公」「協」「民」に区分しているが、どういう基準、あるいは理由付けがあつての区分なのか重要と考えます。それぞれの区分分けに使われた指標や考え方を明示していただきたいと思ひます。	「公」「協」「民」「その他」の区分は、合同作業部会の委員で手分けして行ったものであり、基準は設けませんでした。逆に基準を設けると自由な発想を阻害することになり、地域特性に応じた計画ができないと考えます。	無
12	21ページから23ページまで「1.高齢者の外出支援の充実……44.軽スポーツ」の地域福祉課題にまとめられましたとあるが、タイトルだけで内容が分からない。得られた課題の中身は何なのか、その概要を記述すべきではないか。	(1)から(44)の福祉課題名が概要であることご下知下さい。それ以上の内容となりますと、計画策定過程で作成した44件に及び課題分析ワークシートの内容ということになり、それを計画書に記述する必要はないと考えます。	無
13	27ページ「地域福祉計画で目指す将来像」の記述が抽象的で、具体的に佐倉市がどのような将来像を描いているのか分かりにくい。市長のマニフェストを地域福祉の中でどのように実現するのか、そのための将来像を文章で明確に記述する必要があるのではないか。	市長のマニフェストに掲げられた福祉への思いを加えて計画書27ページの記述を修正します。	有

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
14	28ページ「誰もが暮らしやすいまち」というタイトルでは方向が見えない。「誰もが暮らしやすいまちづくり」なのか？	計画書の記述を「誰もが暮らしやすいまちづくり」に修正します。	有
15	29ページ「分かりやすい情報と利用しやすい窓口」、「安全を守る情報のしくみ」、「自己決定を支える権利擁護」。このタイトルだけでは内容がすぐに理解できない。端的に活動の概要が分かるタイトルにすべき。	タイトルだけで内容をご理解いただくことには限界があります。ご指摘のありましたタイトルの内容につきましては、第4章 基本目標4に記述してあります。	無
16	計画で提案している各種組織を統廃合し、基幹センターを市が担い、下部組織を効率化してネットワーク化する事は急務であると思います。長年の習慣で組織を残してきており、ここに無駄な人・もの・金・情報が眠っている。	30～31ページの「3. 地域福祉推進圏域」に関するご意見と思われませんが、地域福祉計画では各種組織の統廃合までは言及しておりません。また、さまざまな地域福祉推進の担い手について、上下関係のある組織分類をしておりませんし、行政の下部組織と位置づけておりません。小域福祉圏で想定される機能の一つとして、圏域内の地域福祉推進の担い手同士がネットワーク化することを掲げております。	無
17	31ページの「地域福祉コーディネーター」の位置づけをより明確にしてもらいたいと思います。これまでの民生委員児童委員との違い、あるいは関係について、身分と職種についてふれていただきたい。担当される方は、相当、地域に熟知し、コーディネート力やカウンセリングの知識経験が必要と考えます。小域福祉圏におくとなれば最低23名は確保しなければならないと思います。その財政的裏付けも含めて検討しているのかどうか明確にしていきたいと思います。	「地域福祉コーディネーター」につきましては、計画期間内に設置するという意味ではなく、計画期間内に設置の可能性を含めて身分等について検討するということとなります。	無
18	34ページに「在宅医療の充実を望みます」、「医療機関を充実して欲しい」という課題がある。これは、医療機関そのものの充実であると思うが、「これからの取り組みの方向」には解決策が記述されていない。	医療機関そのものの充実は計画期間内では困難と考えました。34～35ページの「(1) 訪問医療などの情報提供」が、課題に対する取り組みであります。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
19	35ページに「住民は、困ったときにも支えあい、助け合うコミュニティづくりを推進することが望まれます。」とあるが、タイトルの「訪問医療などの情報提供」とどのような関係なのか分からない。	医療機関が近くにない地域及び通勤が困難な方のために、ご近所で要支援者を医療機関に連れて行くこと、及び訪問医療をする機関の情報を提供し合うこと等を想定しております。	無
20	35ページ、タイトルに「休日・夜間の診療情報の把握」とあるが、内容は「・・・情報の収集・提供」であり、一致させることが望ましい。	計画書の記述を「(2) 休日・夜間の診療情報の収集・提供」に修正します。	有
21	37ページに「地域の防災マニュアルや防災地図を作成します」とあるが、作成主体の記述があいまいである。	計画書の記述を「自然災害の発生に備えるため、 <u>地域</u> では自主防災組織の立ち上げや定期的な防災訓練を実施するとともに、地域の防災マニュアルや防災地図を作成します。」に修正します。	有
22	37ページの「多様化する福祉ニーズに対応できる支援体制がない」という課題に対する解決策として、「・・・支援体制」をどのように構築するのか等が記述されるべきであると思うが。	この課題は、福祉ニーズ、総合相談支援として捉え、38ページ「(3) 地域包括支援センターの設置」が総合相談支援に関する取り組みであります。その点がわかりにくいので、37ページ「収集した課題の概要」と「現在の取り組み状況」の記述を修正します。	有
23	38ページ「地域の福祉ニーズを的確に把握することに努め、・・・」という課題に対する解決策として、どのようにすれば「福祉ニーズを的確に把握できるか」について記述されるべきではないか。	市と関係機関が連携を図ることによって、福祉ニーズの把握を図ります。	無
24	38ページの移動サービスの推進 社会福祉法人にお任せではなく、市として、交通弱者全体に関わる公共交通の整備について予算の裏付けも含めて具体的に早急に検討してもらいたいと思います。	移動サービスにつきましては、法律上市が実施主体になることはできませんが、実施しようとする社会福祉法人等に安全性や利便性についての指導及び利用者への情報提供を行うことにより、移動サービスを推進します。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
25	<p>38ページに「住民は、地域での声かけなどを行い、交流を深めることが望まれます。」とあるが、タイトルの「地域包括支援センターの設置」と直接関係ないのではないか？</p>	<p>「収集した課題の概要」の中に「多様化する福祉ニーズに対応する支援体制がない」があり、住民に望まれる取り組みとして「住民は、地域で声かけなどを行い……交流を深めることが望まれます。」を記述しました。しかし、ご指摘のとおり地域包括支援センターの設置とは関連が薄く、地域での見守りという観点から49～50ページ「地域福祉ネットワークの設置」に関係の深い取り組みと考えますのでそちらにこの取り組みを移動します。</p>	有
26	<p>39ページに「住民は、障害者に対する理解を深め、地域での交流を通じ、互いに住みやすい住環境を作ることが望まれます。」とあるが、タイトルの「障害者の就労支援」と直接関係ないのではないか？</p>	<p>計画書の記述を「(6)障害者の就労支援等」に修正します。</p>	有
27	<p>39ページの障がい者の就労支援 就労の場については、民間企業のみならず、市役所内における具体的な検討を求めます。特に、一般就労が難しいといわれる重度知的・精神の方たちの就労の場としての位置づけを積極的に行うことが求められます。</p>	<p>具体的な障害者の就労支援策につきましては、佐倉市障害者計画に委ねております。なお、就労モデル事業として、障害者の方を市の非常勤職員としての雇用の可能性を庁内で検討中です。</p>	無
28	<p>私は、知的障害を持つ青年が働く職場でジョブコーチをしています。初めは一人で働けない人でもジョブコーチがつくことによって仕事ができるケースがほとんどです。ジョブコーチをつけて働きたい障害者の方はたくさんいますが、ジョブコーチの数が少なく、働けないのが現状です。</p> <p>39ページの「(6) 障害者の就労支援」の具体策の中に是非「ジョブコーチの充実」、「ジョブコーチの育成」を盛り込んでいただきたいと思います。</p>	<p>ジョブコーチ制度は県で推進している制度です。障害者の就労支援の体制整備については、佐倉市障害者計画の中で推進したいと考えております。</p>	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
29	<p>39ページの障害者の就労支援について 私の関わっている所では、ジョブコーチを育成しつつ障害のある方の就労支援に取り組んでいます。ジョブコーチの支援があることにより、より多くの障害を持つ方の就労が可能だという実感を持っています。障害者の就労にジョブコーチ制度を取り入れることを施策にあげてください。</p>	同上。	無
30	<p>私の息子は知的障害があります。仕事も決まりましたので次の段階として自立した一人暮らしを考えています。仕事に行くためには、朝の6時台に生活支援が必要ですが、今のところ7時からという事業所が多く困っています。夜は8時9時台に必要です。また身体介助も必要ですが、男性ヘルパーさんが見つかりません。自立した生活が可能となるような支援体制づくりを市が率先して作る施策を入れてください。</p>	佐倉市障害者計画の中で、障害者に関する生活支援のサービス、提供体制の整備について推進したいと考えています。	無
31	<p>39ページに「住民は、それぞれがノーマライゼーションの視点に立った理解や行動を起こすことが望まれます。」とあるが、タイトルの「障害者の集いの場の確保」と直接関係ないのではないか？</p>	障害者の集いの場の確保や社会的理解を得るには、住民のノーマライゼーションの視点に立った理解や行動が必要と考えます。	無
32	<p>39ページの「住民は、それぞれがノーマライゼーションの視点に～」について ノーマライゼーションは障害のある人が行政の施策などを利用して障害のない人と同じ生活をする事が保障されていく社会のあり方です。ノーマライゼーションの理念に立った施策を進めるのは先ず行政です。ノーマライゼーションの主語は「市」にするべきだと思います。</p>	同上。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
33	<p>39ページ他「交流」という言葉について。教育の中で教育のある人となない人が分けられた環境の中で「交流」という言葉が使われています。地域社会は理念として障害のある人もない人も共に豊かに暮らすことのできる社会の形成を目指すものであるならば、交流という言葉に抵抗があります。ほかの言葉をご検討下さい。</p>	<p>計画の中で「交流」という言葉を随所に使っております。それは、障害のある人となない人は異なった環境の社会で暮らすという考え方に立ったものではなく、さまざまな人が同じ地域社会で暮らしているという考え方に立って「交流」という言葉を使用しております。</p>	無
34	<p>41ページの相談支援活動での要は、個人が抱える複合的な問題をいかに整理し、同時に再統合して解決の方策を導きだすかにあり、コーディネート力が問われます。複合的な問題の解決に向け各課を横断しての支援計画を作成できる担当者を配置することが求められます。特に相談機能においてはピアカウンセリングの手法を多く取り入れることも検討してもらいたいと思います。</p>	<p>複合的な問題の解決に向け各課を横断しての支援計画を作成できる担当者を配置することは、人材の確保又は育成が計画期間内では困難と考えております。</p>	無
35	<p>46ページの地域福祉推進会議（仮称）について。「地域福祉推進会議（仮称）は佐倉市地域福祉計画（左側の円）と佐倉市地域福祉活動計画（右側の円）が重なった部分について検討する」とあるが、検討対象が狭いのではないか。もっと広い視野で市民・行政等が佐倉市における地域福祉のあり方について議論・協議するような位置づけがなされるべきではないか。</p>	<p>地域福祉推進会議（仮称）は、地域福祉計画と地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対する取り組みを検討する組織であります。ご指摘の文章は、図の説明文として、このことを言い換えたものであります。</p> <p>地域福祉推進会議（仮称）で検討する事項とどのような視野で協議すべきかについては、別問題です。後者については、地域福祉推進会議（仮称）に参加するメンバー各々の考えによるものであって、本計画の中で定められないと考えます。</p>	無
36	<p>48ページの地域通貨</p> <p>2000年～2005年位まで全国的に広がっていたが、モデル事業で終わりその後につなげることがなかなかできない自治体が多いのが現状です。地域福祉制度と地域通貨との連動については他の自治体の事例を検討することが大切で財源としての導入には現実的に無理があると思われませんがいかがでしょうか。</p>	<p>地域通貨制度や地域福祉基金につきましては、計画期間内に導入するということではなく、創設の可否を含めて検討するということでございます。</p>	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
37	50ページの地域福祉ネットは、住民の自主的な活動として作られることが望ましいので内容については行政が関与する必要はないと考えます。しかし、活動がより広がり、透明性も求められることから、それぞれの活動から発信される情報を全市的に公開し誰もが共有できるような仕組みを考えてもらいたいと思います。	地域福祉活動を行っている団体や個人のネットワーク化を進めるということであり、行政は個々の活動内容について関与するものではありません。	無
38	50ページの「高齢者に働く場を作れば自立を助けることにつながる」という課題に対する解決策が「これからの取り組みの方向」に記述されていない。	この課題は、高齢者の生きがいづくりの充実として捉えております。	無
39	51ページの交流の場の確保については、小学校区を単位とした小域福祉圏での活動を盛んにするためにも、小学校の余裕教室の地域開放を積極的に進めることが望まれます。そのための教育委員会との連携が具体化されるよう計画に盛り込んでいただきたいと思います。	48ページに、「市は、小中学校の余裕教室を福祉目的に使用すること(利用者が身軽に参加し、自らも社会に貢献できる喜びを体験できるように、常時オープンできるような運営)について、関係者と話し合います。」と記述しております。	無
40	53ページの「児童手当や保育園費など経済的支援をしてほしい」の課題に対して、対応策が記述されていない。	「保育料の適正化」、「幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成」を佐倉市次世代育成支援行動計画に位置づけて事業を進めており、地域福祉計画で重ねて記述する必要はないと考えます。	無
41	54ページの子育て支援については、リフレッシュや緊急の時の一時保育を早急に全保育園に導入することが求められます。現状の一時保育は、待機児童問題の緩和措置として機能している実態があり、本来の目的から外れています。一時保育の充実と拡大について、計画にふれていただきたいと思います。	一時保育事業につきましては、佐倉市次世代育成支援行動計画に位置づけて事業を進めています。	無

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
42	<p>65ページ計画の進行管理・評価について。計画がただ計画を立てただけに終わらないように具体的に実行のタイムフローを市の実施計画とすりあわせて行うことが必要です。予算が必要なものについては施策の優先順位を明確にし、逆に予算化しなくてもすぐできるものについて、どういう方法で実現可能かを検討する必要があります。この福祉計画を実現するに向けての具体性がこの章からは見えません。</p>	<p>予算が必要な取り組みにつきましては、佐倉市実施計画に盛り込んでまいります。</p> <p>予算化が不要の取り組みにつきましては、随時実施してまいります。</p>	無
43	<p>本計画の進行管理・評価を行う上で地域福祉推進会議(仮称)の扱いが記述される必要があると思うが、65ページ「第5章計画の進行管理・評価」の中に記述が無いのはなぜか。地域福祉推進会議(仮称)の位置づけを明確にする必要があるのではないか。</p>	<p>地域福祉推進会議(仮称)は、本計画の進行管理・評価を行う機関として位置づけておりませんので第5章に記述しておりません。地域福祉推進会議(仮称)は、46ページの図に示したとおり地域福祉計画と地域福祉活動計画の双方の進行管理を行う機関に意見を述べる(提言する)組織として位置づけております。</p> <p>以上のことを要約した注釈を第5章に挿入します。</p>	有
44	<p>65ページ計画の進行管理・評価について。「地域福祉推進会議」(仮称)の役割や位置づけについても説明が足りません。佐倉市地域福祉計画推進委員会および庁内委員会、地域福祉推進会議のそれぞれの位置づけと社会福祉協議会が行っている「地域福祉活動計画」との関わりについてわかりやすくまとめていただきたいと思います。</p>	同上。	有